

-文部科学省、厚生労働省-

認定こども園等の施設整備事業に係る助成金等の額の算定について(文部科学大臣及び厚生労働大臣宛て)

増築等の場合における補助基準額が過大に算定された結果、過大に算定された助成金に係る

交付金相当額(1)(支出) 文部科学省 1億5686万円、厚生労働省 1億0418万円

特殊附帯基準額を案分して算定した場合の助成金等の額と交付済額との差額に係る

交付金相当額(2)(支出) 文部科学省 8619万円、厚生労働省 1億3723万円

(1)及び(2)の純計(支出) 文部科学省 2億4305万円、厚生労働省 2億4141万円

1 認定こども園等の施設整備事業の概要

(1) 認定こども園等の施設整備事業に係る交付金の概要等

文部科学省及び厚生労働省は、認定こども園等における保育需要等に対応するための施設を整備することなどにより、子どもを安心して育てることができるように体制整備を行うことなどを目的として、都道府県が行う基金の造成(造成された基金を「安心こども基金」)に必要な経費として、子育て支援対策臨時特例交付金(文部科学省分を「文科特例交付金」、厚生労働省分を「厚労特例交付金」)を交付している。

「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(管理運営要領)によれば、都道府県は、都道府県及び市町村が安心こども基金を活用して行う事業(特別対策事業)に必要な経費を安心こども基金から取り崩して支出すこととされている(安心こども基金から取り崩して、都道府県が自ら特別対策事業を実施するための原資とするもの及び特別対策事業を実施する市町村に対して交付するものを「助成金」)。

特例交付金のほか、文部科学省は、平成27年度以降、認定こども園の教育を実施する部分(幼稚園部分)等に係る施設整備事業を実施する都道府県に対して、事業に係る経費の一部として、認定こども園施設整備交付金(文科交付金)を交付している。また、厚生労働省は、同年度以降、認定こども園の保育を実施する部分(保育所部分)等に係る施設整備事業を実施する市町村に対して、事業に係る経費の一部として、保育所等整備交付金(厚労交付金)を交付している。

(2) 助成金等の額の算定方法等

管理運営要領によれば、助成金の対象経費は、本体工事費、特殊附帯工事費等とされている。^(注)そして、助成金の額は、各事業における対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額と所定の方法により算定した基準額(補助基準額)の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とすることとされている。

また、認定こども園施設整備交付金実施要領及び保育所等整備交付金交付要綱(これらを「要領・要綱」)によれば、文科交付金及び厚労交付金の対象経費は、本体工事費、特殊附帯工事費等とされている。そして、文科交付金及び厚労交付金の額は、施設整備事業の対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額に補助率を乗じて得た額の合計額と、所定の方法により算定した基準額(交付基準額)の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額とすることとされている。

管理運営要領及び要領・要綱において、増築、一部改築等のように定員の全てが工事に係らない場合は、工事に係る定員数を整備後の総定員数で除して得た値に、整備後の総定員数の規模に応じた補助基準額及び交付基準額(これらを「補助等基準額」)を乗じて得た額を補助等基準額とすることなどとなっている。

また、補助等基準額のうち、特殊附帯工事に係る補助等基準額(特殊附帯基準額)は、管理運営要領及び要領・要綱において、太陽光発電設備、消融雪設備等を整備する場合に、助成金、文科

交付金及び厚労交付金(これらを「助成金等」)ごとに年度別に定められた一定額を用いて算定することなどとなっており、認定こども園において幼稚園部分と保育所部分の施設整備事業(幼保両事業)を同時に行う場合の特殊附帯基準額は、原則として、幼保両事業のそれぞれについて一定額を算定することとなっている。なお、その場合における特殊附帯工事に要した実支出額(特殊附帯実工事費)は、幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分するなどして算定することとなっている。

(注) 特殊附帯工事費 太陽光発電設備、消融雪設備等の整備に要する経費

2 本院の検査結果

(1) 助成金の額が過大に算定されている事態

助成金の交付を受けて32施設の施設整備事業を実施した10都府県の19実施主体において、増築等の定員の全てが工事に係らない場合に、補助基準額が過大に算定されていた。その結果、9都府県の16実施主体において、22施設の施設整備事業の実施に当たり、文科特例交付金を原資とする助成金の額計1億5686万円、厚労特例交付金を原資とする助成金の額計1億0418万円、合計2億6104万円(交付金相当額同額)が過大に算定されていた。

(2) 幼保両事業を同時に行う場合の1施設当たりの特殊附帯基準額の算定方法が適切なものとなっていないことにより、助成金等の額の算定が適切に行われていない事態

24年度から28年度までに特殊附帯基準額を算定していた124施設の特殊附帯実工事費をみたところ、幼稚園部分又は保育所部分のいずれか一つの施設整備事業を行っていた31施設の特殊附帯実工事費の平均は926万円であり、幼保両事業を同時に行っていた93施設のうち、幼保両事業のそれぞれにおいて特殊附帯基準額を算定していた78施設の特殊附帯実工事費の平均は962万円であって、両者の間に大きな差は生じていなかった。一方で、幼保両事業を行う場合には、いずれか一つの事業を行う場合と比べて、特殊附帯基準額は大きく算定されることから、上記の78施設について、1施設当たりの特殊附帯基準額と特殊附帯実工事費とを比較したところ、特殊附帯基準額が特殊附帯実工事費を上回る施設が72施設(78施設の92.3%)となっており、このうち、特殊附帯実工事費に対する特殊附帯基準額の割合が2倍以上である施設が57施設(同73.1%)となっていた。

そして、上記の78施設について、幼保両事業のそれぞれについて一定額の特殊附帯基準額を算定するのではなく特殊附帯実工事費と同様に、幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分して幼保両事業それぞれの特殊附帯基準額を算定し、これを基に助成金等の額を試算したところ、特殊附帯基準額が小さく算定されて補助等基準額の合計額が減少し、補助等基準額の合計額が実支出額の合計額等よりも少ない額であることにより助成金等の額が減少する52施設において、交付額が計84億7154万円となり、交付済額の計86億9497万円は、これを計2億2342万円(文部科学省分8619万円、厚生労働省分1億3723万円、いずれも交付金相当額同額)上回る結果となった。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

文部科学省及び厚生労働省において、認定こども園等の施設整備事業の実施に当たり、増築等の場合における補助基準額が過大に算定されたことにより助成金の額が過大に算定されていた16実施主体に係る9都府県に対して、改めて実施主体から実績報告を受けて額の確定を行わせるなどして、返還が必要となる助成金の安心こども基金への返還を求めるよう是正の処置を要求するとともに、補助等基準額が適切に算定されることにより、助成金等の額が適切に算定されるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 都道府県に対して、増築等の場合における補助基準額の算定方法を明確に示して周知徹底するとともに、都道府県を通じて市町村に対して、当該算定方法を周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 幼保両事業を同時に行う場合において、1施設当たりの特殊附帯基準額が適切な額となるよう、特殊附帯基準額を幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分して算定するなどの具体的な算定方法について、文部科学省と厚生労働省が協議して検討すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)